

VI. 関係法令等の概要

1. 「リサイクル法」の概要

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「リサイクル法」という。）

〔平成13年4月1日に、「再生資源の利用の促進に関する法律」が改正されました。〕

平成3年4月26日 法律第48号

最終改正 平成14年2月8日 法律第1号

1. 目的

法律第1条

この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

建設工事においては、工事現場外に搬出される土砂（建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材（庭木材や木くず）や建設汚泥等の建設副産物が発生し、ますます増加する傾向にありますが、そのほとんどは建設資材等として利用することが可能であるにもかかわらず、資源の有効な利用が十分図られていない状況にあります。

建設工事の施工にあたっては、建設工事の事業者のみならず、発注者の役割が重要であることから、双方が再生資源を利用するよう努めるとともに、建設工事が円滑に施工されるよう努力しなければなりません。

2. 定義

(1) 再生資源

「再生資源」とは、一度使用されたものや、使用されずに収集されるか、廃棄された物品または、建設工事に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものであって、原材料として利用できるものかあるいはその可能性のあるものをいうものです。

建設業においては、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が再生資源に指定されているもので、工事の発注及び施工にあたっては特に再生資源を利用するように努めなければなりません。

(2) 副産物

副産物とは、建設工事に伴い副次的に発生した物品を全て含むものであり、特に再生資源の有効な利用を促進する必要があるものを「指定副産物」として定めています。

建設業においては、工事現場で発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材が指定副産物に定められていることから、工事現場ではこれらの指定副産物を再資源化施設に搬入するよう努めなければなりません。

なお、建設汚泥や混合廃棄物については、現状において再生利用技術が開発途上であることや再資源化施設の整備が進んでいないため、指定副産物に指定されていません。

(3) 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

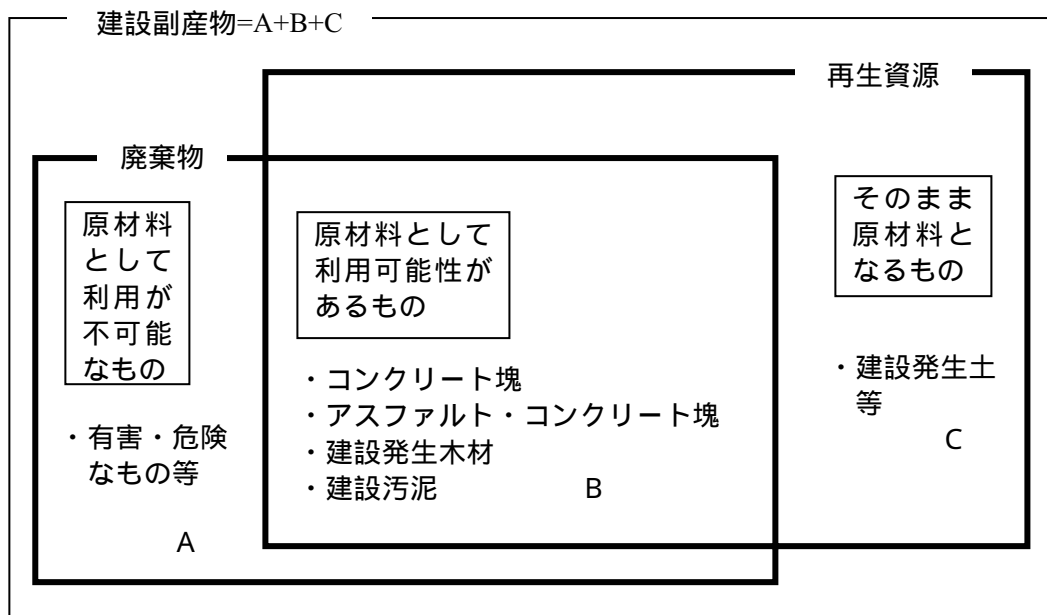
建設副産物とは、工事現場外に搬出する土砂（建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材（庭木材や木くず）、建設汚泥、金属くず、廃プラスチック類、紙くずなどを広く含むものです。

これらの建設副産物は、そのまま建設資材として利用する場合と、再資源化施設で再生されてから利用場合がありますが、利用できないものなどは処分場等へ搬出されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「廃棄物」が定義されていますが、建設副産物と再生資源、廃棄物との関係は次頁の図のとおりです。

また、再生資源に該当するもので「廃棄物」に該当しないものとしては、建設発生土やあるいは金属くずに代表されるように“他人に有償で売却するもの”（有価物）があります。

図 - 1 建設副産物と再生資源、廃棄物



3 . 再生資源の種類ごとの利用の目標

「再生資源の利用の促進に関する基本方針」

平成3年10月25日建設省と関連省庁の告示第1号

(1) 建設発生土

建設発生土は、宅地造成用材料、道路盛土材料、河川築堤材料等として利用されているが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要となります。

このため、建設工事事業者及び発注者は、建設発生土をその性質に応じて適切な用途に利用するよう努めること。また、建設発生土の利用を促進するため、当該工事現場における建設発生土の性質等の情報を提供するとともに、他の建設工事において必要とされる土砂に関する情報を収集するよう努めなければならない。

(2) コンクリート塊

コンクリート塊は、再生母材等として利用されているが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要となります。

このため、建設工事事業者及び発注者は、再生骨材等を路盤材料、裏込材、埋め戻し材料等として利用するよう努めること。また、コンクリート塊の利用を促進するため、当該工事現場における分別及び破砕並びに再資源化施設の活用に努めなければならない。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物として利用されていますが、今後更にその利用の拡大を図ることが必要となります。このため、請負業者及び発注者は、再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物を舗装用材料等として利用するよう努めること。

また、アスファルト・コンクリート塊の利用を促進するため当該工事現場における分別及び破砕並びに最資源化施設の活用に努めなければならない。

(4) 建設発生木材

建設発生木材は、破砕され、製紙用またはボード用のチップとして利用されています。このため、建設工事事業者及び発注者は、建設発生木材の利用を促進するため当該工事現場における分別及び切断並びに再資源化施設の活用に努めなければならない。

表 - 1 法律の概要

	再生資源を資材として利用 (法 第10条)	発生する副産物の取扱い (法 第18条)
対 象	再生資源(土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊)を原材料とした資材を利用する場合	指定副産物(土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木材)を工事現場外へ搬出する場合
事業者の責務 (建設業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約の内容等を踏まえ、工作物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努める。 ・ 利用に関する判断の基準に基づき、再生資源の利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請負契約の内容等を踏まえ、分別、破碎等を行い再資源化施設に搬出すること等により、利用の促進に努める。 ・ 発生の抑制抑制に資する工法また資材の選択に努める。 ・ 利用の促進に関する判断の基準に基づき、指定副産物に係る再生資源の利用の促進を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用促進に資する技術開発に努める。 ・ 社内体制を整備する。 	
発注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源を利用しよう努め、建設業看に行わせる事項を設計図書に明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再資源化施設に搬出しよう努め、建設業者は行わせる事項を設計図書に明示する。 ・ 発生の抑制に資する工法または資材の選択に努める。
計 画 書	<p>事業者は、工事ごとに再生資源利用促進計画を作成し、実施状況を記録する。</p> <p>(1年保存)</p>	<p>事業者は、工事ごとに再生資源利用促進計画を作成し、実施状況を記録する。</p> <p>(1年保存)</p>
対象工事	<p>工事で使用する建設資材の量</p> <p>土 砂:1,000m²以上</p> <p>砕石:500t以上</p> <p>加熱AS混合物: 200t以上</p>	<p>現場から搬出する建設副産物の量</p> <p>発生土:1,000m²以上</p> <p>コンクリート塊</p> <p>アスファルト・</p> <p>コンクリート塊</p> <p>建設発生木材</p> <p>合計 200t以上</p>
現場の体制	<p>工事現場に責任者を置く。(特別枢資格を必要とするものでなく、現場代理人が主任技術者が兼務できる。)</p>	
指導、助言	<p>対象:全ての建設工事事業者</p>	
勧告、公表、命令	<p>対象:年間の完成工事高50億円以上の建設工事事業者</p>	

2 . 「 廃棄物処理法 」 の概要

「 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 」 (以下 「 廃棄物処理法 」 という 。)

昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号

最終改正 平成 15 年 6 月 18 日法律第 93 号

1 . 目 的

— 法律第 1 条 —

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

廃棄物の適正処理とともにリサイクルを進めていく必要性から、国民に対しても廃棄物の排出の抑制、分別更に再生品の使用用等を進めるようにしているものです。

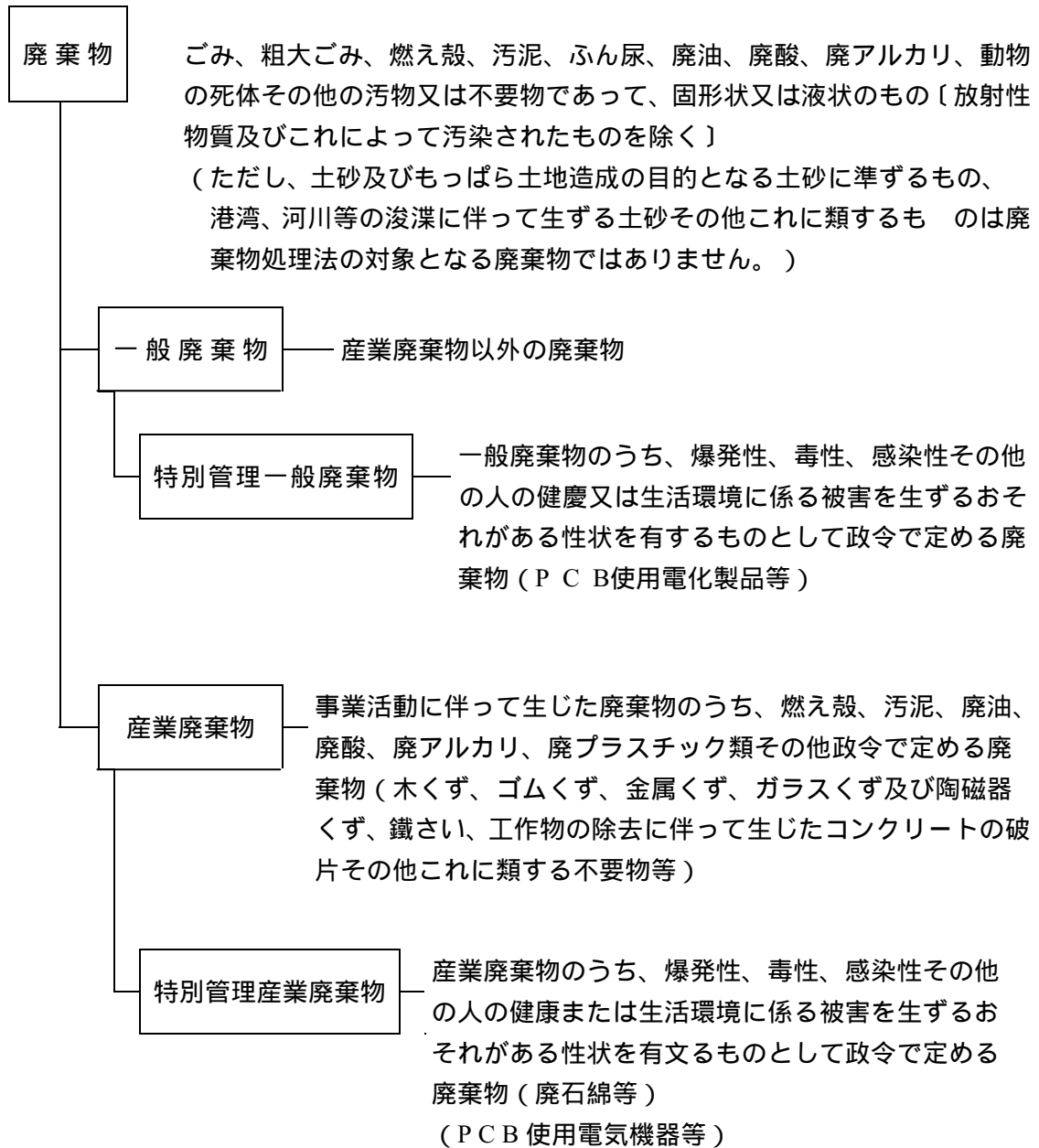
建設工事で発生する産業廃棄物や一般廃棄物の処理にあたっては、法律に沿って現場内利用を進め排出の抑制に努めるとともに、再資源化施設の活用を図ることが重要であり、リサイクルが図れない場合は、廃棄物処理法に基づいた中間処理施設及び最終処分場へ搬出しなければなりません。

2 . 廃棄物の定義

「 廃棄物 」 とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又牲不要物であって、固形状又液状のもの (放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。) をいうもので、このうち事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定めるものが 「 産業廃棄物 」 であり、これ以外を 「 一般廃棄物 」 として区分しています。

平成 4 年 1 0 月法律が改正施行されたことにより、一般廃棄物及び産業廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして 「 特別管理一般廃棄物 」 及び 「 特別管理産業廃棄物 」 が新たに指定されています。

廃棄物の分類



3 . 産業廃棄物の運搬及び処分（特別管理産業廃棄物を除く）

事業者は、産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされていますが、その産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合は、託内容に応じて廃棄物処理法による許可を得た産業廃棄物収集・運搬業者または産業廃棄物処分業者に委託することになっています。

（１）運搬における基本事項

産業廃棄物が飛散及び流出しないよう運搬すること。

運搬に伴う悪臭、騒音または振動に対して環境保全上支障を生じないよう必要な措置を講ずること。

運搬車及び運搬容器は、産業廃棄物が飛散、流出並びに悪臭の漏れる恐れがないものを使用すること。

（２）運搬及び処分等の委託

委託契約は、運搬については産業廃棄物収集運搬業者、処分については、産業廃棄物処分業者にそれぞれ必ず書面により行い、当該委託契約書には次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

委託する産業廃棄物の種類及び数量

産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

産業廃棄物の処分または再生を委託するときは、その処分または再生の場所の所在地及びその処分または再生の方法

その他厚生省令で定める事項（受託者の事業の範囲等）

（３）事業者の処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬または処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければなりません。

（４）多量に産業廃棄物を排出する事業者の処理計画

都道府県知事は、当該都道府県の区域内においてその事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者に対し、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する計画に関する計画を作詩するよう指示することができます。

4. 産業廃棄物等の処理業者

表 - 処理業者の区分

	産業廃棄物	一般廃棄物
許可区分	産業廃棄物収集・運搬業 産業廃棄物処分業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業	一般廃棄物収集・運搬業 一般廃棄物処分業
更新期間	5年を下回らない期間	1年を下回らない期間
許可権者	都道府県知事 保健所設置市においては市長	市町村長

5. 産業廃棄物の処理施設

表 - 許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

番号	処理施設名	処理能力	備考
1	汚泥の脱水施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの	天日乾燥は 100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	処理能力 5m ³ /日を超えるもの	P C B 処理物を除く
		処理能力 200kg/時以上のもの	
		火格子面積が 2m ² 以上のもの	
4	廃油の油水分離施設	処理能力 10m ³ /日を超えるもの	海洋汚染防止法第 3 条第 9 号の廃油処理施設を除く
5	廃油（廃 P C B 等を除く）の焼却施設	処理能力 1m ³ /日を超えるもの	
		処理能力 200kg/時以上のもの	
		火格子面積 2m ² 以上のもの	
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50m ³ /日を超えるもの	
7	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力 5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力 100kg/日を超えるもの	P C B 汚染物又は P C B 処理物を除く
		火格子面積 2m ² 以上のもの	
8-2	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力 5t/日を超えるもの	
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設	すべてのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
11	汚泥，廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	
12	廃 P C B 等，P C B 汚染物又は P C B 処理物の焼却施設	すべてのもの	
12-2	廃 P C B 等又は P C B 処理物の分解施設	すべてのもの	
13	P C B 汚染物又は P C B 処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	
13-2	産業廃棄物の焼却施設	処理能力 200kg/時以上のもの	3, 5, 8, 12 を除く
		火格子面積 2m ² 以上のもの	
14	最終処分場	しゃ断型埋立地	すべてのもの
		安定型埋立地	
		管理型埋立地	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工令第 7 条による。
積替え施設や保管施設については基準が定められています。

3. 「建設リサイクル法」の概要

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号

最終改正 平成 16 年 12 月 1 日 法律第 147 号

1. 目的

法律第 1 条

この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

建設系廃棄物の産業廃棄物全体に占める割合が、総排出量の約 2 割、最終処分量の約 4 割、不法投棄の約 9 割を占めており、建設系廃棄物のリサイクルの推進は重要な課題となっております。

これを受け同法では、主要建設資材であるコンクリート、鉄筋コンクリート、木くず、アスファルト・コンクリートを現場において分別解体し、再資源化すること及び一定規模以上の建築土木工事においては、民間公共を問わず工事の分別解体の計画等を県知事へ届け出ることが義務付けられております。また、解体工事において分別解体の徹底、適正な処理の遂行のため、解体工事を営む者は県知事への登録、解体工事現場への技術管理者の選任が必要となります。

2. 分別解体等及び再資源化等の義務づけ

『建設リサイクル法』では、特定建設資材を使用した一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、発注者及び自主施工者は県への届出（通知）を、受注者に分別解体等及び再資源化等の義務づけを行っている。

(1) 定義

『対象建設工事』とは？

対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定の規模以上のものをいう。対象建設工事の規模の基準は、政令で定められる。この基準について、建築物の解体工事・新築工事、土木工事の別にそれぞれの規模が定められることになる。

規 模 基 準

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物解体	延床面積 80 m ²
建築物新築・増築	延床面積 500 m ²
建築物修繕・模様替等（リフォーム等）	請負代金 1 億円
その他工作物に関する工事（土木工事等）	請負代金 500 万円

『特定建設資材』とは？

「コンクリート」、「アスファルト・コンクリート」、「コンクリート及び鉄から成る建設資材」、「木材」が特定建設資材として政令により定められた。

(政令第495号〔H12/11/29〕)

「分別解体等」とは、

建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解体工事」という。) 建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為。

建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為。

「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は、処分(再生することを含む。)に該当するものをいう。

分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為

分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

(2) 工事実施時のなぐれ

1) 着手前

元請業者から発注者への説明(受注者(元請)の義務)

対象建設工事の受注者(元請業者)は、発注者(公共工事の場合は自治体)に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければならない。

発注者から都道府県知事への工事の届出

発注者又は自主施工者は、工事着手の7日前までに、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事による変更命令

対象建設工事に係る届出があった場合において、分別解体等に係る計画が技術基準に適合していないときには、都道府県知事は、分別解体等の計画の変更等の命令を行うことができる。

元請業者等から下請業者への告知・契約

元請業者は、下請業者に対し、都道府県知事への届出事項を告げなければならない。

契約書面への解体工事費等の明記

対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用等の明記が必要である。

2) 施工時

分別解体等及び再資源化等の実施

受注者は、分別解体等及び再資源化等を実施する。

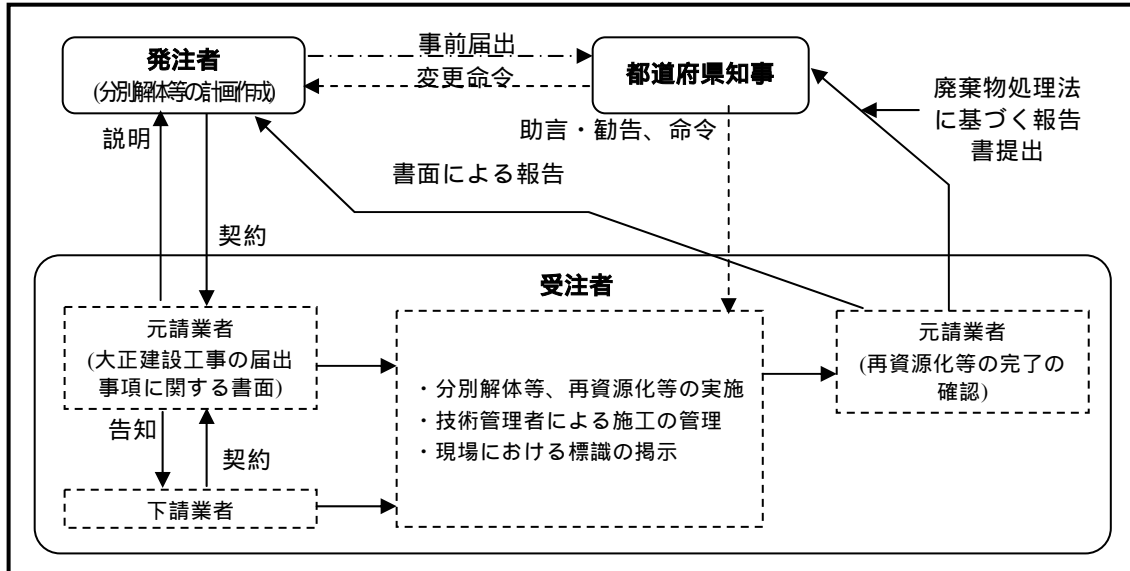
3) 完了後

元請業者から発注者への報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、再資源化等が適正に行われなかった場合、発注者は、都道府県知事に対し、適当な措置をとることを請求できる。

分別解体等及び再資源化等の実施の流れ

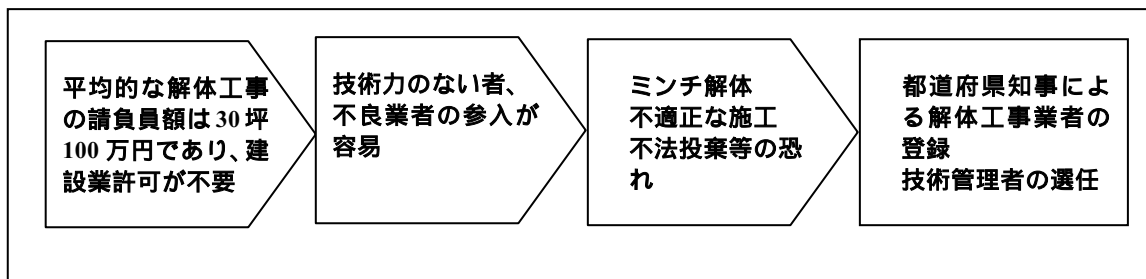


3. 解体工事業登録制度

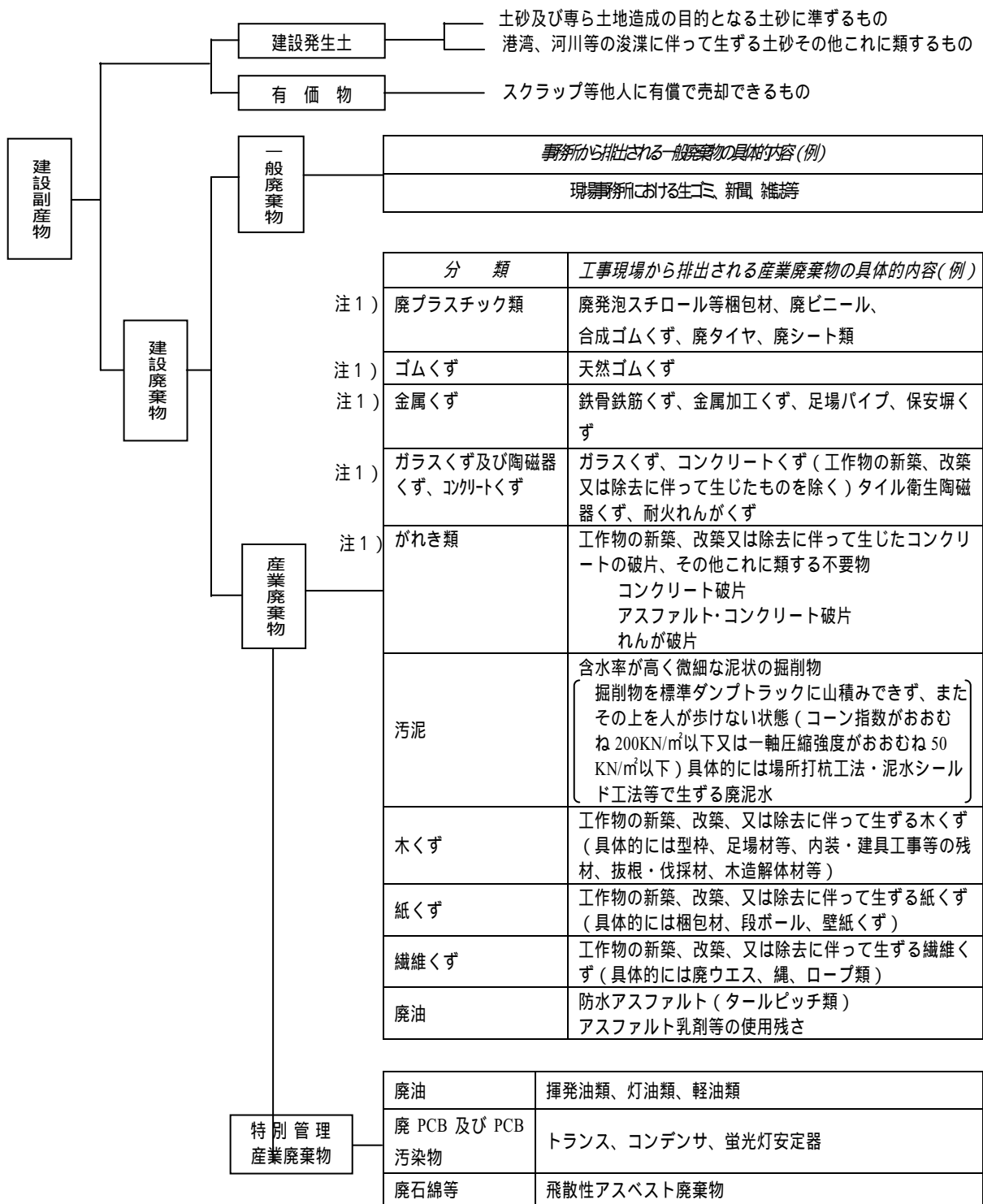
『建設リサイクル法』では、解体工事において発生している廃棄物の適正な処理を推進するため、解体工事業を営もうとする者の登録及び解体工事現場への技術管理者の配置等が義務付けられている。

これは、建設業許可が不要な小規模の解体工事業者についても登録及び技術管理者を選任することで、最低限必要な技術力の確保を目指している。

なお、土木工事業、建築工事業、とび・土木工事業の建設業許可業者は、解体工事業登録は不要である。



4 . 建設副産物の具体例



注 1) 安定型最終処分場で処分可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)、廃容器包装(廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず)は除く。

注 2) 建設工事に関する廃棄物のうち、工作物の新築、改築、又は除去に伴わない木くず(街路樹の剪定枝葉、堤防の除草による草、ダムの流木等)、紙くず、繊維くずは一般廃棄物となる。

4. 「建設リサイクル法」に係る制度等の概要

1. 建設リサイクル法基本方針

建設リサイクル法第3条に基づき、建設工事に係る有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、基本方針において次の事項が定められた。

〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第1号（平成13年1月17日）〕

(1) 基本方針

- 分別解体等及び再資源化等の促進等の基本的方向
- 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 再資源化等に関する目標の設定その他再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項
- 環境の保全に資するものとしての分別解体等、再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に関する事項
- その他分別解体等及び再資源化等の促進等に関する重要事項

(2) 再資源化率目標値

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化率
コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

2. 長崎県における建設リサイクル法に関する指針

建設リサイクル法第4条に基づき、基本方針に即した「長崎県における建設リサイクル法に関する指針」を平成14年5月に策定した。

(1) 基本理念

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の考えを改める。
- 資源循環型社会の構築を目指す。
- 建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選定、建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等の各段階におけるそれぞれの関係者の役割を果たす。
- 廃棄物の発生抑制、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化の徹底、再生資材の利用の徹底を図る。

(2) 廃棄物対策についての優先順位

- 発生の抑制
- 再使用
- 再生利用（マテリアルリサイクル）
- 熱回収（サーマルリサイクル）
- 適正処分

(3) 再資源化等の目標値

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度の再資源化率
コンクリート塊	9 5 %
建設発生木材	9 5 %
アスファルト・コンクリート塊	9 5 %

対象：民間工事等を含む。

3 . 長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム

(1) 目的

県の再資源化率目標とゼロエミッションを達成するため、3 R（発生抑制、再利用、再資源化）の徹底並びにリサイクル材・製品の積極活用など、公共工事におけるリサイクルへの取り組みを強化し又具体化することで、循環型社会を構築し環境負荷の低減に寄与する。

(2) 基本理念

資源循環型社会の構築を目指す。

廃棄物の発生抑制、分別解体等の徹底、建設資材廃棄物の再資源化の徹底、再生資材の利用の徹底を図る。

大量生産、大量消費、大量廃棄の考えを改める。

(3) 再資源化等の目標値

再資源化目標値

	対 象 品 目	平成 22 年度の再資源化率
再資源化率	コンクリート塊	1 0 0 %
	アスファルト・コンクリート塊	1 0 0 %
	建設発生木材	8 0 %
再資源化・縮減率	建設発生木材	9 8 %
	建設汚泥	9 5 %
	建設混合廃棄物	平成 14 年度と比較して 排出量を 5 0 % 縮減
有効利用率	建設発生土	9 5 %

対象：県が発注する公共工事

再生資源利用目標値

対象品目	平成 22 年度の再資源化率
砕石	100%
アスファルト混合物	100%
土砂	95%

対象：県が発注する公共工事

(4) 実施計画の内容

発生抑制の徹底

- ・建設発生土の発生抑制 ・余材、端材が発生しない工法等の選定
- ・建築物等の長寿命化 ・工事に使用された建設資材の再利用 など

分別解体及び分別の徹底

- ・解体等の容易な構造・工法の採用 ・発注者による適正な費用負担 など

再利用の徹底

- ・建設副産物の積極低利用 ・建設発生土の工事間利用促進
- ・再利用事例集の作成 など

再資源化の徹底

- ・リサイクル原則化ルールの徹底 ・「しま」における再資源化のルール化
- ・建設廃棄物の再資源化 など

適正処理の推進

- ・指定処分の徹底 ・条件明示の徹底 ・適正処理の確認 など

リサイクル材・製品の利用促進

- ・「環境物品等調達方針」におけるリサイクル材の利用促進 など

その他事業との連携

- ・「木質バイオマス活用推進モデル事業」との連携
- ・「エコタウン事業」との連携 ・市町村との連携 など

公共工事における理解と周知

- ・説明会の実施 ・情報の提供 など

5 . 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の概要

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、処理を委託された産業廃棄物の流れをチェックし、産業廃棄物が適切に処理されているかを確認するために使用します。

マニフェストは全部で7枚（A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票）あり、排出事業者である元請が発行します。

マニフェストは、原則として排出する建設系産業廃棄物の種類毎かつトラック1台毎に交付します。

なお、混合廃棄物として現場から排出する場合、マニフェストの交付は混合廃棄物中の産業廃棄物の種類毎に行わず、混合廃棄物1種類として交付します。ただし、建設混合廃棄物に含まれる品目については、品目名にチェックをつけるなどして種類の確認を行ってください。

1 . 排出事業者から見たマニフェストの流れ

1 . 必要事項を記入します

マニフェスト（7枚）に必要な事項を記入し、交付担当者（元請）がサインした後、産業廃棄物とともに7枚全部を収集運搬業者に渡します。

2 . 引き渡した控え（A票）を受け取ります。

収集運搬業者に産業廃棄物を引き渡す際に、お互いに記載事項を確認します。
運搬担当者欄に収集運搬担当者のサイン又は受領印をもらい、産業廃棄物を引き渡した控えとしてA票を受け取ります。

3 . 排出事業者はA票を確実に保管する。

廃棄物の収集運搬及び処分が終了した際に返送されるマニフェスト（B1票、B2票、D票、E票）と照らし合わせる必要があるからです。（B1票は収集運搬業者が2社の場合、排出事業者に返送されます。）

4 . 処理業者への引き渡しを確認します。

排出事業者は、収集運搬業者が産業廃棄物を処理業者に引き渡した確認として、処理業者よりサイン又は押印されたB票を受け取ります。

排出事業者は、受け取ったB票を控えのA票と照らし合わせて確認します。

↓

5 . 最終処分業者、再生業者からの処分終了通知を受け取ります。

産業廃棄物の処分が終了した後、最終処分業者、再生業者よりサイン又は押印されたD票及びE票が排出事業者に送付されてきます。

排出事業者は、受け取ったD票、E票と控えのA票を照合し、指示どおりに処分が行われたかチェックします。

↓

6 . 排出事業者は、発注者に報告書を提出しなければなりません。

排出事業者は、収集運搬業者及び処理業者から返送されたマニフェスト(A票、B1票、B2票、D票、E票 ただし、B1票は収集運搬業者が2社の場合)を適正に保管し、マニフェストに基づき作成した産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表並びに建設廃棄物処理委託契約書の写しを施工完了報告書に記載し提出しなければなりません。また、監督職員よりマニフェストの請求があった場合、請負者は直ちに提示しなくてはなりません。

発注者の監督職員は、提出された産業廃棄物管理票総括表及び建設廃棄物委託契約書の写しをチェックし、必要に応じ請負者にマニフェストの提示を求め、産業廃棄物の適切な処理がなされているか確認を行うこと。

排出事業者は、収集運搬業者又は処分業者から返送されたマニフェスト(A票、B1票、B2票、D票、E票 ただし、B1票は収集運搬業者が2社の場合)を5年間保存しなければなりません。

2 .再資源化施設以外の中間処理施設で処理した場合の注意事項

再資源化施設以外の中間処理施設で処理した場合(例:がれき類を中間処理施設で一次破碎し、その破碎物を最終処分場で埋め立てる場合など)、前項の手順5のE票の取り扱いが異なります。

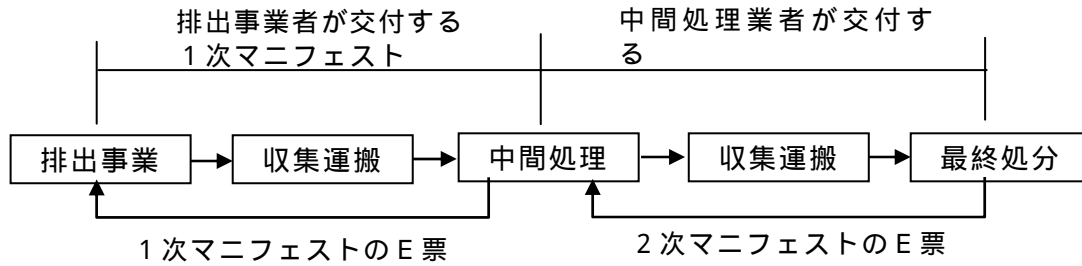
ここでいう再資源化施設とは、そこで処理することで有価物に加工処理されたと判断することができる施設をいいます。(例:再生クラッシャーランプラント、基本単価一覧表に掲載されている木くず再資源化プラント等)

(1) 注意事項

- 1) 木くずの焼却処分のように、中間処理施設で焼却(減量化)を行った上で、焼却灰の最終処分を行う場合、焼却処分を行った中間処理施設は2次マニフェスト(7枚)を交付しなければなりません。(2次マニフェストの流れは前項に準じる。)
- 2) 最終処分が完了し、最終処分施設から中間処理施設に2次マニフェストのE票が送付されてきた時点で、中間処理施設から排出事業者へ1次マニフェストのE票が送付されることになります。

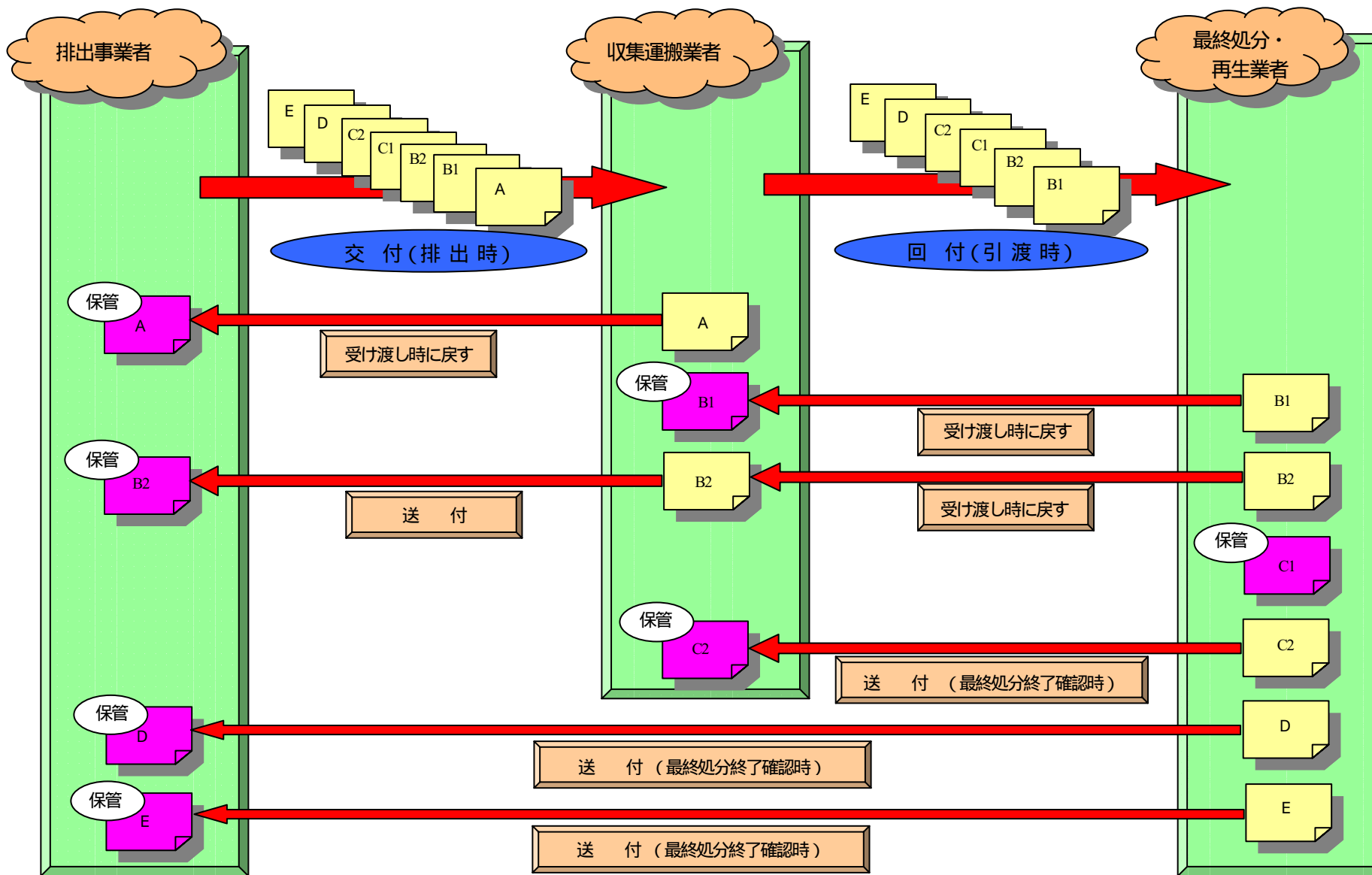
3) 排出事業者は、E票を保管していたA票と照合し、指示どおりに処分が行われたかチェックします。

< 参考図 > E票の流れ

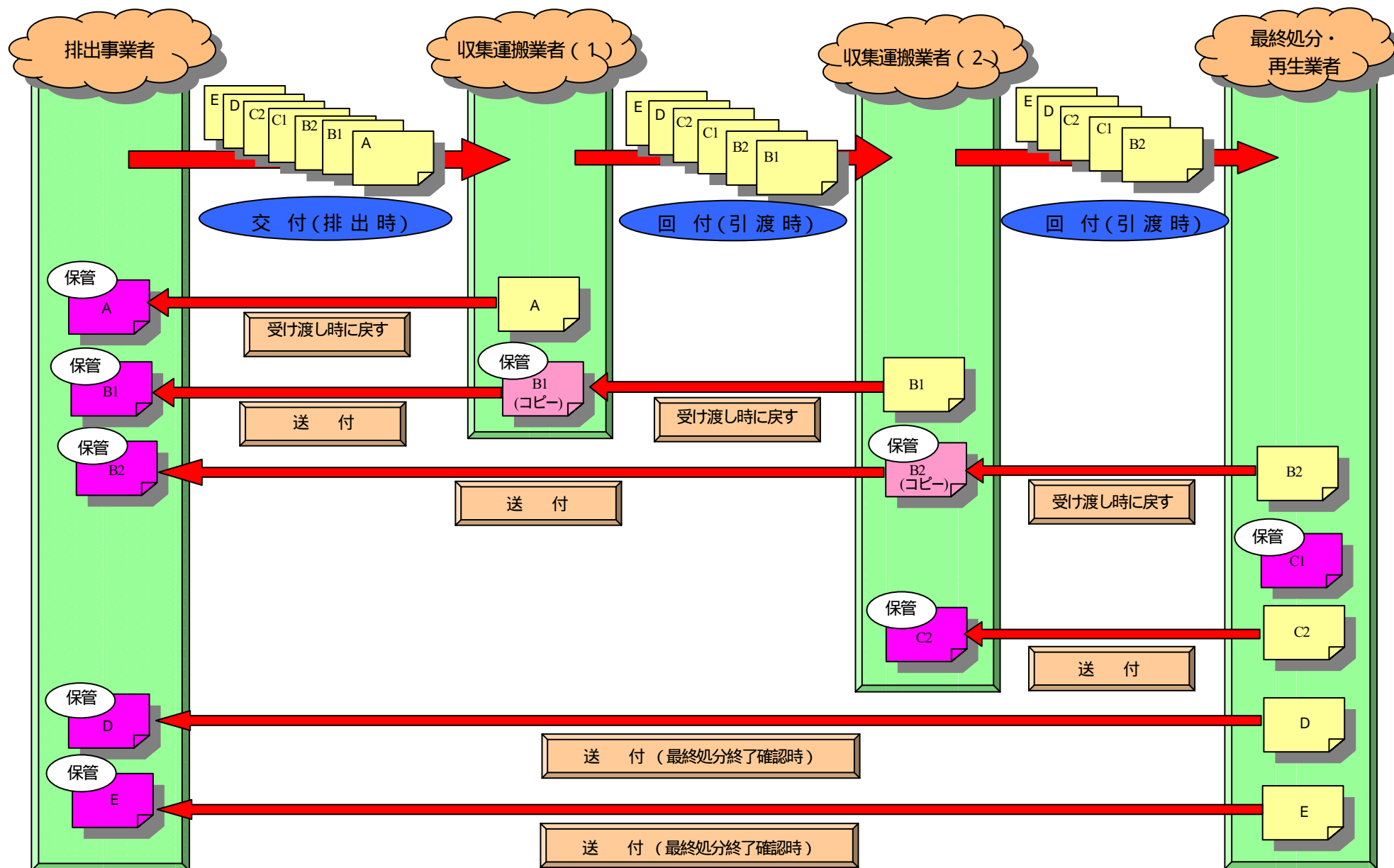


木くずの焼却処分の場合、焼却灰は管理型産業廃棄物処分場で処理しなければならないので、1次マニフェストE票に記載される最終処分地が適切かどうか必ずチェックすること。

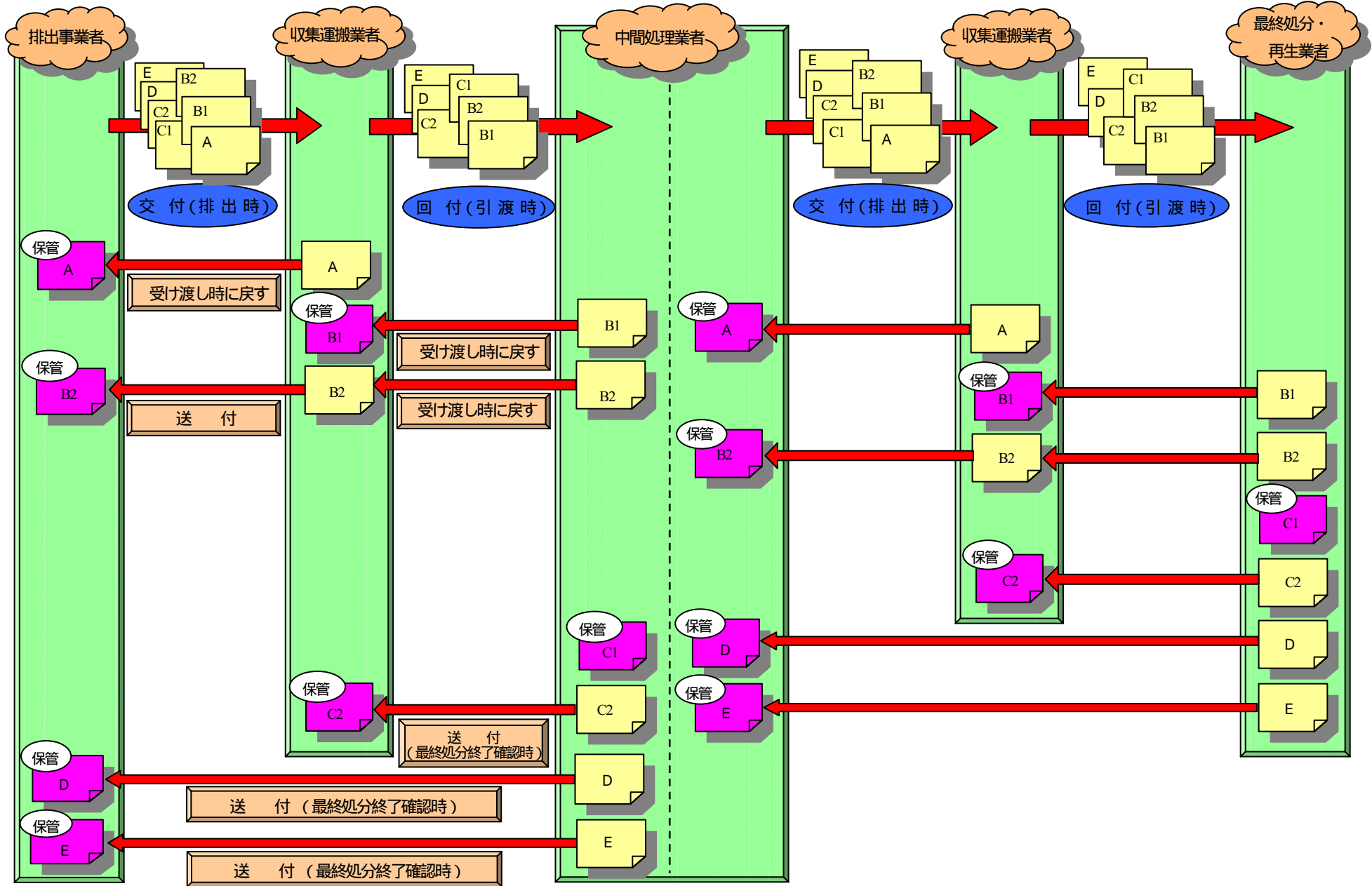
<ケース1> 収集運搬業者1社で、最終処分業者・再生業者に直接委託する場合。（E票は発行して90日以内に排出事業者へ返送。）



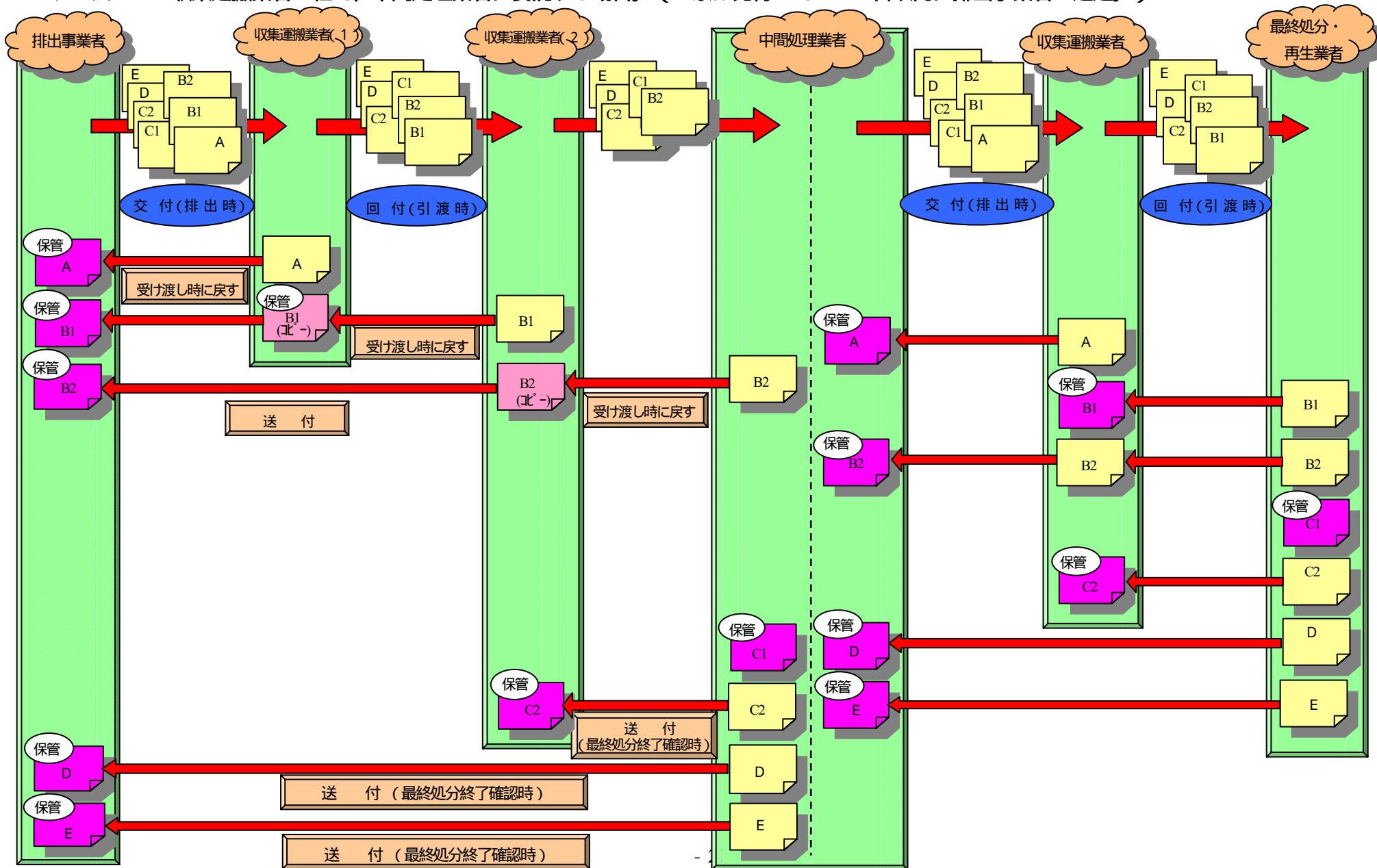
<ケース2> 収集運搬業者2社で、最終処分業者・再生業者に直接委託する場合。(E票は発行して90日以内に排出事業者へ返送。)



<ケース3> 収集運搬業者1社で、中間処理業者に委託する場合。(E票は発行して180日以内に排出事業者へ返送。)



<ケース4> 収集運搬業者2社で、中間処理業者に委託する場合。(E票は発行して180日以内に排出事業者へ返送。)



3. 建設廃棄物処理委託契約書について

(1) 委託契約に含む共通事項

- 収集運搬、処分、最終処分の許可書の写しを添付すること
- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 委託の有効期限と、契約に含まれるそれぞれの処理料金
- 再委託の承諾書又は契約条項
- 適正な処理のために必要な情報と注意事項
- 受託者への報告に関する事項
- 契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱いについて

(2) 収集運搬委託契約書に含む事項

- 運搬の最終目的地
- 積替え保管を行う場合
 - イ 積替え又は保管を行う場所の所在地
 - ロ 積替え又は保管のできる産業廃棄物の種類
 - ハ 積替えのための保管上限
 - ニ 積替え又は保管をする場所において安定型産業廃棄物と他の産業廃棄物と混合することの拒否等に関する事項

(3) 処分委託契約書に含む事項

- 処分又は再生の場所の所在地
- 処分又は再生の方法とその能力
- 最終処分の場所の所在地
- 最終処分の方法とその能力

【委託契約の関係】

